

質問第二三二号

衆議院議員総選挙の選挙期日等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年七月九日

川上義博

参議院議長 江田五月 殿

衆議院議員総選挙の選挙期日等に関する質問主意書

現在の衆議院議員の任期は平成二十一年九月十日までである。このことを踏まえ、以下のとおり質問する。

一 第七十一回国会（常会）が平成二十一年七月二十八日に閉会となり、その後臨時会が召集されず、衆議院の解散も行われない場合、公職選挙法第三十一条第二項及び第四項により、選挙期日を日曜日とすれば、衆議院議員総選挙の公示日は平成二十一年八月十一日以前、選挙期日は平成二十一年八月二十三日となるのか。政府の見解を示されたい。

二 衆議院議員総選挙の選挙期日が平成二十一年八月二十三日と公示されている場合、第七十二回国会（臨時会）を召集するには、同選挙期日の前日の平成二十一年八月二十二日までに召集しなければならぬのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

